

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1)地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、水防法の規定により指定された想定しうる最大規模の降雨があった場合、町の平地部全体が浸水想定区域となっている。(県の洪水ハザードに準拠)

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、山間の猪野地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、建設業の2業者がエリア内に位置している。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの「確立論的地震動予測地図」によると、今後30年間で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は3%程度である。

(その他)

町内の猪野川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成21年の台風において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に被害を及ぼした。この台風により、当町では住宅被害が20棟にのぼった。また、当町は内陸に位置している影響もあり、年間降水量は1,768.0mmと梅雨と台風の影響で6～9月に降水量が多い。一方、気温は年平均気温の平年値は18.5℃である。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現している。

- ・ 久山町ホームページ防災情報
https://www.town.hisayama.fukuoka.jp/gyosei/kurashi/anzen_anshin/bosai/2062.html
- ・ 地震ハザードステーション
<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>

(2)商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 409事業所
- ・ 小規模事業者数 318事業所

[内訳]

業種	商工業者数	小規模事業者数	割合	備考(立地状況等)
製造業	36	25	7.0%	町内に広く点在している
建設業	90	83	26.5%	町内に広く点在している
サービス業	146	97	34.2%	町内に広く点在している
卸売業	14	6	2.2%	町内に広く点在している
小売業	79	68	19.5%	町内に広く点在している
飲食業	44	39	10.6%	大通り沿いに面している
合計	409	318	100.0%	

(3)これまでの取組

1) 当町の取組

- ・ 防災計画の策定
- ・ 自主防災組織の活動支援(消防団等)
- ・ 防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・ 企業向け防災セミナー等の周知

- ・ 事業継続力強化計画の必要性の周知

2 課題

当会では、現状において、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

3 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

4 その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1)事業継続力強化支援事業の実施期間

令和7年4月1日～ 令和12年3月31日

(2)事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>(当会)

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ＩＴやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続力強化計画の作成

当会は令和３年１月に事業継続力強化計画を作成（詳細は別添参照）

3) 関係団体等との連携

- ・ 連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社と連携して、地域内小規模事業者を対象として普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業継続力強化計画の取組状況について確認を行う。
- ・ 久山町産業振興課、総務課と１年に１度、推進状況確認や支援計画の改善、支援のための方策等について協議する。
 〔構成員〕 当会（事務局長、法定経営指導員）
 当町（産業振興課、総務課）
 〔開催頻度〕 １年に１度開催する

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（マグニチュード６強の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う
 （訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、自身の身の安全を確保したうえで人命救助を優先することは言うまでもないが、そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡をする。

1) 応急対策の実施可否の確認(当会)

発災後３時間以内に職員の安否報告を行う。（ＳＮＳ等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがいの徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第３２条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、久山町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。当会は職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 当会は職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 当会は大まかな被害状況を確認し、当町と３日以内に情報共有する。以降は以下の間隔で共有。

大規模な被害がある	・ 地区内 10 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

※ なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

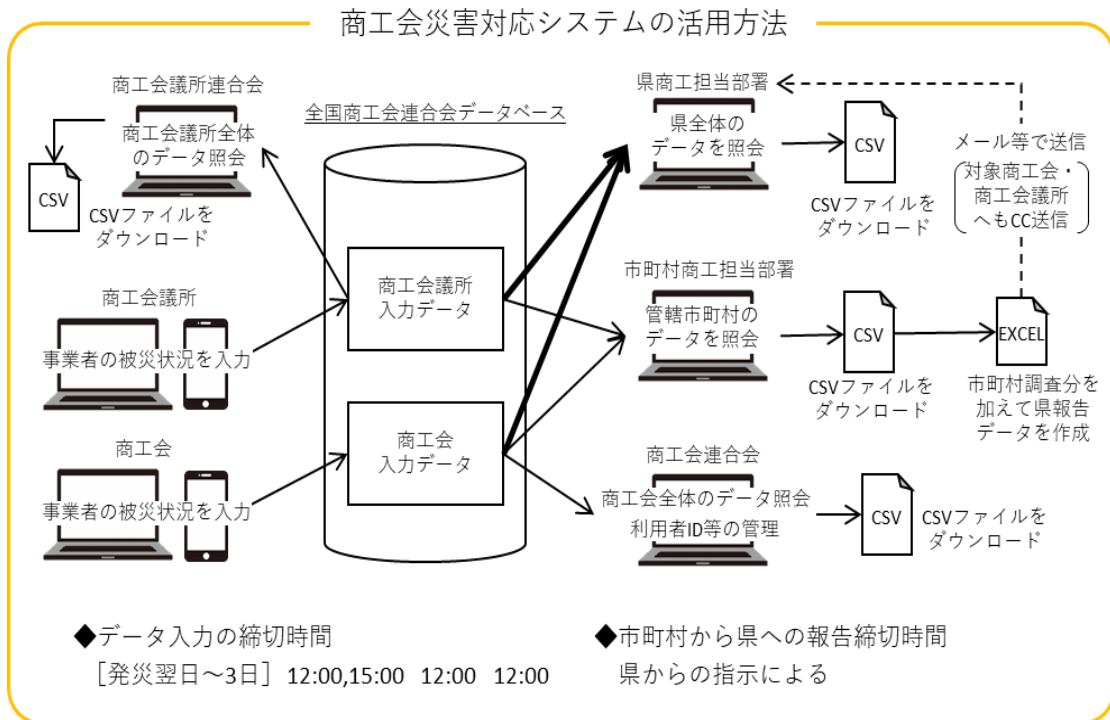
1 日目～1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	1 週間に 1 回共有する

- ・ 当町で取りまとめた「久山町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、当会は必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発災時における連絡体制＞

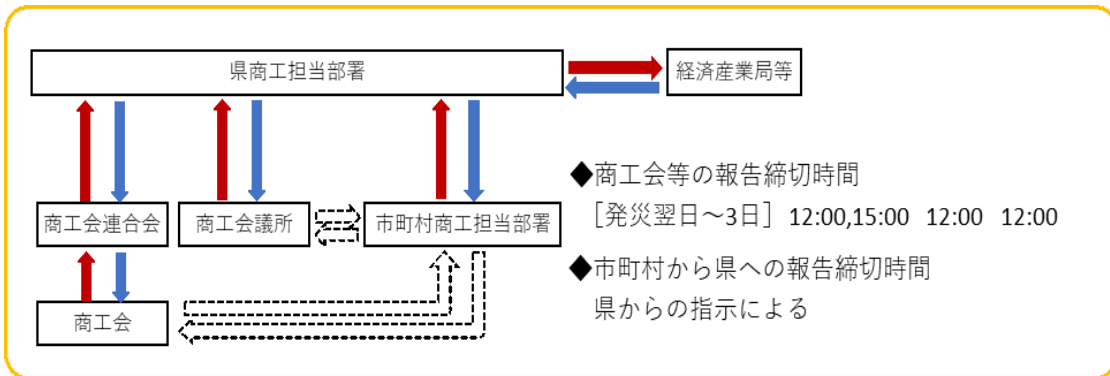
- ・ 当会は自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 当会は二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・ 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当町より県の商工担当部署へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を福岡県の指定する方法にて当会又は当町より福岡県へ報告する。
- ・ 当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、当町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・ 当会は商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたは FAX 等により情報共有又は報告を行う。
- ・ 報告時間について、当会は原則、発災翌日の 12:00 と 15:00、2 日目の 12:00、3 日目の 12:00 とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

下図の流れで情報共有又は報告を行う。



また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式I							
福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keishien@pref.fukuoka.lg.jp）】							
令和○年○月○日の大雨による商工被害状況							
団体名： 記入担当者：							
被害箇所				被害状況		区分 (被害の程度を判定)	
所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください）		
記入欄	〇〇市〇〇町〇丁目〇	—	株式会社〇〇製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。旋盤機2台が利用できない状況。	新築一軒家被害に属した被害 修正一軒家被害内容に 修正を加える場合は 被災前→被災後内容から 変更が求められる
	△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。	
1							
2							
3							

※前日までに御報告頂いた箇所は有誤せず、訂正情報をご提供ください。 ※用途が異なる場合はコピーしてご利用ください。
※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>(当会)

- ・ 相談窓口の開設方法について、当町と相談する（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>(当会)

- ・ 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援・派遣等を等に相談する。

※ その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 6 年 8 月現在)	
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
《 久山町商工会 》 事務局長 法定経営指導員 経営支援員 《 久山町 》 産業振興課長 産業振興課 総務課 連携 連絡調整 確認 調整	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 有吉 淳 (連絡先は下記 (3) ①参照)	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行 ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会／商工会議所 久山町商工会 〒811-2501 福岡県糟屋郡久山町久原 1064-11 TEL:092-976-1024 FAX:092-976-0071 E-mail:hisayama@shokokai.ne.jp	
②関係市町村 久山町役場 産業振興課 〒811-2501 福岡県糟屋郡久山町久原 3632 TEL:092-976-1111 FAX:092-976-2463 E-mail:sangyou@town.hisayama.fukuoka.jp	久山町役場 総務課 〒811-2501 福岡県糟屋郡久山町久原 3632 TEL:092-976-1111 FAX:092-976-2463 E-mail:soumu@town.hisayama.fukuoka.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50
チラシ郵送費	30	30	30	30	30
防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、久山町補助金、県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(名 称) 東京海上日動火災保険株式会社福岡支店 支店長 渡部 一 (住 所) 〒812-0024 福岡市博多区網場町3-3 (連絡先) 092-281-8146
連携して実施する事業の内容
①災害予防事業周知 ②リスク予防診断の実施によるリスク喚起と復興計画案 ③BCP策定専門家の派遣による支援 ④災害に負けない強い事業者の計画実施
連携して事業を実施する者の役割
[①災害リスクの周知、②リスク予防診断の実施、③BCPの策定、④計画実施フォロー] ＜連携者＞ (名 称) 東京海上日動火災保険株式会社 福岡支店 (住 所) 〒812-0024 福岡市博多区網場町3-3 (連絡先) 092-281-8146 (役 割) 専門家としての適切なアドバイスを行う (効 果) 被災時の損害リスクを最小限に抑えることができる
連携体制図等